

千葉市マンションライフサイクルシミュレーション相談会実施要領

1 趣旨

この要領は、市内の分譲マンションの管理の適正化を推進するため、マンション管理組合の役員を対象に、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が提供する住宅ローンシミュレーションシステム「マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～」を活用し、マンションの大規模修繕費用や修繕積立金等の試算等を対面で行う「マンションライフサイクルシミュレーション相談会」（以下「相談会」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

2 相談会の申込み

相談会の申込みをしようとする者は、相談を希望する日の前週金曜日までにマンションライフサイクルシミュレーション相談申込書（様式第1号）を市に提出するものとする。

3 運営

（1）市は、相談会の運営にあたって次に掲げる事項を実施し、原則として相談を実施する日の前週金曜日までに、その内容を機構に通知するものとする。

ア 相談者からの申込みの受付及び調整

イ 相談日時の指定

ウ 相談会場の設営及び必要な機材の準備

エ その他相談会の運営に当たって必要となるもの

（2）機構は、前号に規定する通知に基づいて職員を派遣し、相談業務を行うこととする。

（3）相談会は原則として、1組当たり概ね50分程度、1日当たり最大2組とする。

4 相談員

相談業務に携わる相談員（以下「相談員」という。）は、原則として機構の職員とする。

5 相談員の責務

相談員は、次の各号の責務を負うものとする。

（1）相談業務により得た個人又は団体に関する情報を他に漏らし、又は利用してはならない。相談員が相談業務を通じて取り扱う個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報に関する諸規範に準じ取り扱うものとする。

（2）相談者との間で紛争が起きた場合には、相談員の責任において誠意をもって対応するものとする。

（3）相談業務に際し、自己及び第三者の利益を図り、又はその恐れのある行為

をしてはならない。

(4) 前各号については、その職を退いた後もまた、同様とする。

6 結果報告

相談員は、相談業務が終了した後、7日以内に「マンションライフサイクルシミュレーション相談実施報告書」(様式第2号)を作成し、市に提出するものとする。

7 解職

市は、相談員が次の各号のいずれかに該当するとき、解職することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により乙に損害を与えた場合
- (2) 心身の故障等のため職務の遂行に支障がある場合
- (3) 相談員として適格性を欠く場合
- (4) 5に違反した場合

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。